○国土交通省告示第千十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中央自動車道西宮線	一宮市多加木二丁目一五三番から同市多加木二丁目一四四番まで	令和七年十一月二十二日〇時

○国土交通省告示第千二十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十一日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
山陽自動車道吹田山口線	東広島市八本松町正力字大田一五八一番一から同市八本松町正力字石道一七七二番三まで	前	最大 六一	一八五
			最小 二八	
		後	最大 六一	
			最小 二八	

○防衛省告示第二百五十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十一月二十一日　防衛大臣　小泉進次郎

日時	令和七年十二月一日から令和八年一月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで
区域	硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇、四八〇メートル以下までの間 (ア) 北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒 (イ) 北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒 (ウ) 北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒 (エ) 北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒
実施艦等	自衛艦九隻、航空機五機
その他	一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。 三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百五十六号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十一月二十一日　防衛大臣　小泉進次郎

期間	令和七年十二月一日から令和八年一月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
区域	日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間 (ア) 北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒 (イ) 北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度四七分一三秒 (ウ) 北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒 (エ) 北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒 (オ) 北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒 (カ) 北緯三一度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒 (キ) 北緯三一度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒 (ク) 北緯三一度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒 (ケ) 北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒 (コ) 北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施機	航空機
その他	一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百五十七号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十一月二十一日　防衛大臣　小泉進次郎

期間	令和七年十二月一日から令和八年一月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
区域	五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間 (ア) 北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒 (イ) 北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度四五分五二秒 (ウ) 北緯三二度四五分五二秒　東経一二八度四五分五二秒 (エ) 北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
実施機	航空機
その他	一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百五十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十一月二十一日　防衛大臣　小泉進次郎

期間	令和七年十二月一日から令和八年一月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
区域	北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間 (ア) 北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒 (イ) 北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒 (ウ) 北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒 (エ) 北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒
実施機	航空機
その他	一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。